

「第9次岡山県保健医療計画」素案に対する県民意見等の募集結果について

【公表用】

番号	該当課	意見区分	項目	計画頁	御意見等の概要	県の考え方
1	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ③(1)	14頁	記載している内容は、実施した事実であって、施策の方向ではないと考えられるので、記載内容を見直しされたい。	御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ○ NDBオープンデータ等を分析・可視化して、地域医療構想調整会議に提出し、活発な協議をしていただきました。 【修正後】 ○ NDBオープンデータ等を分析・可視化して、地域医療構想調整会議に提出し、活発な協議を行いました。今後も引き続き協議をしながら医療体制を構築します。
2	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ③(3) ⑤	34頁	「令和4年度に認知症総合支援事業として、・・・認知症初期集中支援チームが設置」とあるが、新見市では認知症施策強化のための先駆的な取組として、平成25年度にモデル事業による認知症初期集中支援チームを配置しているため、記載内容を見直しされたい。	御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ○ 令和4(2022)年度に認知症総合支援事業として、各市で認知症専門医と専門職による「認知症初期集中支援チーム」が設置され、事例検討や家庭訪問による認知症初期集中支援が行われています。 【修正後】 ○ 令和4(2022)年度に認知症総合支援事業として、各市で認知症専門医と専門職による「認知症初期集中支援チーム」が設置され、事例検討や家庭訪問による認知症初期集中支援が行われています(新見市では、平成25(2013)年度からモデル事業による認知症初期集中支援チームが他の市町村に先駆けて配置されました)。
3	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ③(3) ⑤	35頁	括弧内の「新見市：・・・自立支援協議会等での協議」とあるが、新見市では障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」を中心に地域で安心して生活できるよう相談支援体制の充実も図っている。 施策の方向としての記載であり、文末の(高梁市：・・・、新見市：・・・)を記載する必要があるか削除するか、記載するのであれば追記していただきたい。	御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ○ 精神障害者が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉サービスが一体的に提供される相談体制の充実に努めます(高梁市：地域生活支援拠点設置、新見市：連携体制の充実に向けた自立支援協議会等での協議)。 【修正後】 ○ 精神障害者が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉サービスが一体的に提供される相談体制の充実に努めます(高梁市：地域生活支援拠点設置、新見市：障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」を中心に地域で安心して生活できるよう相談支援体制の充実を図る)。
4	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ③(3) ⑤	35頁	「地域の特性に応じた」ゲートキーパーとの記載があるが、「地域の特性に応じた」とはどういう意味か。	「地域の特性に応じた」ゲートキーパーとは、32頁 イ自殺者の特徴に記載してあるとおり、平成29(2017)年～令和3(2021)年の圏域の主な自殺者の特徴をみると、60歳以上の無職・同居の男性が16.7%と最も多いこと等を踏まえ、対象や周囲への働きかけが必要と考え記載しています。
5	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ③(3) ⑥	36頁	新見市休日・準夜間診療所では、休日診療のみで準夜間診療を休止していることから、休日のみと補足するなど、記載内容を検討されたい。 また、図表において休日準夜間急患センターの「準夜間」が強調されているが、実態との整合が取れていない。	医療法上の名称としては、「新見市休日・準夜間診療所」で届出がなされているため、同名称の記載としております。御指摘の休日診療のみの実施について、次のとおり、修正します。 【修正前】 (1) 救急医療体制 ○ 新見医師会は、休日当番医を8医療機関、主に4病院が対応し、第4日曜日のみ新見市休日・準夜間診療所を開所しています。 ○ 図表11-3-3-51 救急医療体制 ・ 休日準夜間急患センター 新見市1カ所 【修正後】 (1) 救急医療体制 ○ 新見医師会は、休日当番医を8医療機関、主に4病院が対応し、第4日曜日のみ新見市休日・準夜間診療所を開所しています。 (※現在、準夜間診療は休止中) ○ 図表11-3-3-51 救急医療体制 ・ 休日準夜間急患センター 新見市1カ所

番号	該当課	意見区分	項目	計画頁	御意見等の概要	県の考え方
6	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ③(3) ⑧	44頁	【図表11-3-3-65について】 3千屋診療所 R4年度末なら週3日、R5年4月から週2日 9哲西町診療所を「哲西診療所」に修正していただきたい。	御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 図表11-3-3-65 へき地における診療体制(令和4(2022)年度末現在) 【修正後】 図表11-3-3-65 へき地における診療体制(令和5(2023)年4月1日現在) ※9哲西町診療所については、医療法上の名称として届出がなされているため、修正は行いません。 ※併せて、57頁の図表11-3-3-88の該当箇所についても、哲西町診療所及び哲西町歯科診療所に表記を統一します。
7	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ③(3) ⑩	50頁	(1)イと(2)に「小児救急」が重複しているため、記載を検討された い。	御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 (2)小児救急 圏域に、小児科専門医が在籍する医療機関は、高梁市は1病院(高梁市国民健康保険成羽病院)と3診療所、新見市は1病院(新見中央病院)で、いずれも原則的に平日日中の診療となっています。 (3)要支援児 【修正後】 <del>(2)小児救急の記載内容を削除</del> <del>(2)要支援児</del>
8	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ③(3) ⑩	50頁	(2)の記載は、(1)アとまったく同様の記載であるため、検討された い。	御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 (2)小児救急 圏域に、小児科専門医が在籍する医療機関は、高梁市は1病院(高梁市国民健康保険成羽病院)と3診療所、新見市は1病院(新見中央病院)で、いずれも原則的に平日日中の診療となっています。 (3)要支援児 【修正後】 <del>(2)小児救急の記載内容を削除</del> <del>(2)要支援児</del>
9	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ③(3) ⑩	50頁	文末「徐々にかかりつけ医が意見書の作成を行う仕組みが整ってきていま す。」との記載があるが、新見市内の事例では保健所または市が意見書を作 成している。実際に「かかりつけ医」が意見書を作成している事例があるの か。	高梁市内では、かかりつけ医である小児科医が意見書を作成している事例 が増えてきていることから、記載しております。
10	備北保健所	意見聴取	第11章 項目3 ⑤	80頁	「在宅医療・介護人材の確保」とあるが、通常医療も含めた人材も不足し ているため、「在宅医療」に限定せず、幅広い保健医療従事者の確保となる よう記載してほしい。	御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 圏域全体で在宅医療・介護人材の確保に努めます。 【修正後】 圏域全体で医療・介護人材の確保に努めます。

※単なる字句・文言・団体名の修正等の御意見については、除外しています。